HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『万葉集』の身分的階層性にみる歴史意識
Author(s)	廣瀬, 公彦
Citation	国語国文研究, 150, 20-31
Issue Date	2017-09-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/89744
Type	journal article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_150_20-31.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

『万葉集』の身分的階層性にみる歴史意識

廣瀬公彦

一　『万葉集』題詞左注における階層性

『万葉集』にはさまざまな作者が身分を伴って現れるが、それは題詞の末尾などにある「作歌」や「歌」などの表現と対応関係をもっている（そういった誰の「歌」かを示す表現をここでは「詠歌標示部」と呼ぶ）。このことを初めに指摘したのは鹿持雅澄『古義』（総論其一・題詞読法）であった。具体的な例を、身分によってⅠ天皇、Ⅱ皇后・皇子女、Ⅲ王以下に分類したうえで、題詞の類型によって①何も伴わないもの、②歌作表現を伴うもの、③贈答表現を伴うものにわけながら示す。

Ⅰ①（前略）遷二都近江国一時、御二覧三輪山一御歌焉（後略）（1一八左注「類聚歌林」、天智天皇）[1]

②天皇御製歌（1一、雄略天皇）

③天皇賜二鏡王女一御歌一首（2九一、天智天皇）

Ⅱ①長皇子御歌（1六〇）

②磐姫皇后思二天皇一御作歌四首（2八五）

③御名部皇女奉レ和御歌（1七七）

Ⅲ①額田王歌（1七）

②幸二讃岐国安益郡一之時軍王見レ山作歌（1五）

③藤原夫人奉レ和歌一首（2一〇四）

『古義』はまず、「御歌は、天皇皇后皇太子皇子皇女の御に渉りて書る漢字」だという。Ⅰ（天皇）とⅡ（皇后・皇子女）の詠歌標示部には「御」字が付されており、Ⅲ（王以下）と区別する二段階の階層が現れている。歌作や贈答の表現がない場合、そのまま「歌」とあわせて①のようになる。次に、「うたよみすると云ことを、天皇の御うへにては御製とかき、皇后より皇女までには御作と書、諸王より庶人に至るまでをば作と書り」と述べる。②の例をみると、Ⅰ「御製歌」Ⅱ「御作歌」Ⅲ「作歌」となっているのが確認できる。先の引用とあわせれば、ⅠとⅡに「御」字を付し、さらにⅠに「製」

字を用いるという二種類の階層化によって、三段階の階層性がみいだされる。

『古義』はここまでしか述べていないが、残る③についても、同様のことがいえる。この系統については、ⅠとⅡで共通して「御歌」とされるため、天皇と皇后・皇子女を区別していないものとみなされてきた。[2] しかし、Ⅰの「賜…御歌」の形式は天皇に専用であって、これは贈答表現まで含めて考える必要がある。すると、これもⅠとⅡに「御」字を付し、さらにⅠに「賜…御歌」を用いるという二種類の階層化によって、三段階の階層が現れることになる。つまり『万葉集』では、歌作表現と贈答表現を伴う詠歌標示部において、結果的に三段階の身分的階層が設けられているのである。

このとき、中でもⅡの皇子女がⅢ王以下と区別されている点に注目すると、それが他文献にはみられない特徴であることに気が付く。

『古事記』では神武・雄略といった天皇や息長帯日売・黒日売などの后に「御歌」を用いるが、その子供は単に「歌」としかされない。倭建命に「御歌」とする箇所があるが、彼は「幸」や「后」という天皇専用語を用いられる特別な存在であった。[3]『日本書紀』では神武天皇の「御謡」や応神天皇の「御歌」があるのみで、『続日本紀』では聖武天皇の「御製歌」があるが皇子女の歌はない。『風土記』では詠歌標示部が敬語化された箇所はない。『古今集』では、天皇とその后の詞書の末尾を「御歌」とし、常康親王や惟喬親王などの皇子の場合には王以下との区別はみられない。[4]

これに対して、『万葉集』は皇子女以上に「御」字を付して王以下と差別化すると同時に、天皇には専用表現を用いてさらに区別することによって、〈皇子女の階層〉という独自の区分を創り出しているのである。この〈皇子女の階層〉の存在に、『万葉集』の構想の一端をうかがうことができるのではないか。そこで次節以降では、天皇代ごとに歌が排列される巻一・二と、それに続く時代の歌を年次によってならべる巻六と巻十七以降とを中心に、歌集内に描き出された歴史[5]に沿って〈皇子女の階層〉を追っていくこととしたい。

二　明日香朝以前における皇子女

『万葉集』巻一・二において、天武天皇即位以前に配置される歌の中で、皇子女は次の歌々の作者として登場する。

・古事記曰、軽太子奸二軽大郎女一。故其太子流二於伊予湯一也。
　此時、衣通王不レ堪二恋慕一而追往時歌曰　（2九〇、難波高津宮）

・中大兄近江宮御宇天皇三山歌　（1一三、後岡本宮）

・有間皇子自傷結二松枝一歌二首　（2一四一、後岡本宮）

・皇太子答御歌　（1二一、近江大津宮、大海人皇子）

これらでは、前節にみた原則に反して、皇子であるのに「御」字を付されない例が多い。2九〇はそもそも『古事記』本文でそうなっているためか、特に言及する注釈書はない。1一三は「皇子」を付けず、「御歌」ともしない点を異例だとされる（『岩波文庫』など）。「中大兄」は、『日本書紀』でも一貫して「皇子」を付さずに記されており、「かならずしもぞんざいな言いかたではなかったらしい」（『釋注』）のだが、それにも拘わらず、「御」字を付されなかった。

2一四一については、契沖『代匠記』（精撰本）が脱落を疑っており、「罪有テ経レ給フ故ナリトイハヽ、大津皇子モ御哥ト云ヘカラサルヲヤ」と述べていた。同じく反逆の罪に問われた大津皇子は「大津皇子贈二石川郎女一御歌一首」（2一〇七）「大津皇子被レ死之時磐余池陂流レ涕御作歌一首」（3四一六）とあり、反逆者とされたことに理由を求めることはできない。「御」字がないということは、〈皇子女の階層〉にないということである。これらを例外とみなすこともできようが、歌数が少ないこの時期にまとまってあることは、無視できない。また、他に「中皇命往二于紀伊温泉一之時御歌」（1一〇、後岡本宮）があって作者を間人皇女とする推定があるが、「中皇命」という特殊な呼称を用いており、ここでは「皇女」として扱われていないと考えるべきだろう。

すると、「御」字を付す〈皇子女の階層〉は、巻一・二にあって、1二一の大海人皇子を嚆矢とするということになる。しかも、それは「皇太子」として現れる。皇太子制は天武朝の飛鳥浄御原令によって成立したとみられ、[6]天智標題下におかれたこの「皇太子」は「近江朝の時点で書かれたものではあるまい」[7]といわれている。これは、原資料や歴史の実際ではなく編纂時点の呼称なのだという指摘だが、

・中大兄近江宮御宇天皇三山歌　（1一三）
（前略）亦紀曰、天豊財重日足姫天皇先四年乙巳、立二天皇一為二皇太子一　（1一五左注）

と、左注でわざわざ皇太子であることが注されている中大兄に「御」字がないことをみあわせると、それ以上の意義をみいだせることになろう。つまり同じ皇太子でも中大兄と大海人とには差が設けられているのであって、太子や皇太子への敬意の度合いに差を設けない『古事記』や『日本書紀』などの他の文献の描く歴史と異なっているということである。[8]これは、『万葉集』の歴史意識に基づいているといえる。そしてそこでは、後に天武天皇となるこの「皇太子」から、〈皇子女の階層〉が始まることになっているのである。次節では、この「起点」に続く者についてみていく。

三　明日香・藤原朝における皇子女

続く天武朝は、天皇号と皇子号の成立時期と目されている。[9]そのような時期である明日香清御原宮および藤原宮標題下から、天皇の皇子女の歌が一挙に増える。

・十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首　（2一五六、明日香清御原宮代）
・幸二于紀伊国一時川嶋皇子御作歌（注略）（1三四、藤原宮代）
・越二勢能山一時阿閇皇女御作歌　（1三五、藤原宮代）
・従二明日香宮一遷二居藤原宮一之後志貴皇子御作歌　（1五一、藤原宮代）
・長皇子御歌　（1六〇、藤原宮代）
・大津皇子贈二石川郎女一御歌一首　（2一〇七、藤原宮代）

従来はこの増加を歴史の実態に即して理解するむきがあったが、〈皇子女の階層〉という観点からとらえなおしたとき、『万葉集』の描く歴史とみなされると思われる。

たとえば実態論として中西進は、大陸文芸の受容を通して現れた文雅の朝廷たる持統・文武朝に育った皇子たちが文芸を担い始めたとして、これを「皇子文化圏」と称した。[10] 以降、皇子を中心とする交友関係から同時代的な文化の広がりを追求する方向で研究が進められてきた。[11] また、井村哲夫はこれを天武の皇親政治と関係づけ、政権の中枢にいた皇子たちが文化的方面においても主導的立場にあった結果としている。[12] 渡瀬昌忠も、朝廷の重要な位置をしめた皇子の宮殿が浄御原宮の周囲に配置されたであろうことから、その要の位置にあった島の宮が皇子文化圏の中心となったと推測した。[13] このように、この時期の皇子女の歌の世界の興隆を史的実態の面からとらえようとする見方が主流であったといえる。

しかし、大陸文芸の受容は天武朝以前にもありえたはずである。また、皇親政治についても、そのような実態に直結させうるものであろうか。実態論は歴史学でも主流であって、虎尾達哉は皇子という身分について、令制・令外の恒常的な議政官に任ぜられないという非官僚性と、朝堂に席が設けられるという政治性をあわせもつ存在として、官僚機構の埒外にあって諸臣に掣肘を加える存在であったと、その特殊性を論じた。[14] ただこれに対しては、倉本一宏が、身分上の問題を実態的な問題にすりかえているとの批判をおこなっている。[15] 朝堂の席次は『令集解』所引「古記」に基づく制度上のものであり、史書に実際の運用を示す記事はない。さらにいえば、官位令では特に親王の項目を設け、一品から四品の位階に対応する官職が明記されているのだが、『日本書紀』では議政官への任官記事はほとんどなく、大友皇子と高市皇子の太政大臣就任（天智十年正月癸卯条、持統四年七月庚辰条）のみである。『続日本紀』では知太政官事や撰定律令の例はあるものの、恒常的な議政官への任官はない。

このように、倉本の区別した身分的制度／実態という対比は令／史書の対比と換言されるが、史書の中でも『日本書紀』と『続日本紀』が皇子に担わせるものには違いがみいだせるのであって、文献ごとの相違をとらえる見方が必要であろう。『万葉集』の内部においては、官位制に組み込まれる姿も官僚機構の埒外におかれる姿もみうけられない。むしろ「御」を付す〈皇子女の階層〉として前節でみた天武の皇太子時代をうけているのであって、これを歴史の実際に還元してしまっては、重要な点を見落としてしまうのではないだろうか。[16]

これを『万葉集』の問題としてみたとき、阪下圭八による、作者として現れる皇子女が「天智（中大兄）、天武（大海人皇子）二代の天子とその子女たちに限られている」[17] という通時的な把握は、もっと顧みられるべきである。これは相聞歌の論だが、この指摘は対象を皇子女の詠歌全体に広げても肯われる。そして、作者の限定は期間の短さに直結し、「皇子・皇女らが、万葉歌の全期を通じて、ともかくも作者として名をつらねえた期間が、これまた意外と短い」（阪下論文）ことになる。

ただし、阪下論文は中大兄を筆頭に挙げているが、先述のように「御歌」と記す存在として扱われてはいないことを見過ごすべきでない。また、天智天皇の皇子である志貴・川嶋については、歌に「御」字を付されるのだが、登場するのが天武標題下以降である点もおさえておかねばならない。すると、〈皇子女の階層〉の歌の期間はさら

に短くなり、ほぼ明日香・藤原朝に集中する一回的なものとなる。いわば彼らは、天智天皇の皇子まで含めて、「明日香・藤原朝の皇子」として描かれているといえるのである。[18]

皇子たちを天武に関わらせてみることは、1二七の存在によって裏打ちされる。

・　天皇幸二于吉野宮一時御製歌

淑き人の良しと吉く見て好しと言ひし芳野吉く見よ良き人よく見

（1二七）

紀曰、八年己卯五月庚辰朔甲申、幸二于吉野宮一。

人麻呂や金村に歌い継がれていく吉野讃歌の起点の位置にあるこの歌の左注には、天武八年五月甲申の吉野行幸のときの歌である旨が記されており、『日本書紀』の記す吉野盟約を呼び込むことは『万葉集』自体の要請となっている。その『日本書紀』天武八年五月甲申条によれば、天武は皇后（後の持統）と草壁・大津・高市・河嶋・忍壁・志貴の皇子たちを伴い吉野に行幸し、内紛を起こさない誓いを求めた。皇子たちは、「異腹」であることを乗り越えて十数人いる全員が結束すると盟約した。天武天皇と皇后もそれに応えて彼らを「一母同産」のように等しく慈しむことを盟約した。[19]

確かに草壁たちは母親の異なる「異腹」なのだが、志貴・川嶋の場合は父親も異なっているのに、それには触れない。彼らは天智皇子までを含めて全員が天武と持統の子とされているのである。これをみあわせれば、先ほどの「明日香・藤原朝の皇子」は、さらに「天武・持統天皇の皇子」ととらえなおせることになる。つまり〈皇子女の階層〉は、大海人皇子から始まり、その即位後に「天武・持統天皇の皇子」に引き継がれていくのである。

それをふまえると、志貴皇子が巻一・二の双方の末尾に現れることは極めて示唆的である。伊藤博は、両巻末にある「寧楽宮」の歌の追補者が志貴・長両皇子に深く関わる人々である可能性が高いことから、「宮廷文化事業の先達」であり「すぐれた歌人」でもあった「皇子」として、志貴皇子を巻末に飾ったものとみる。[20] 池田三枝子は対象を巻一に絞り、巻一後半部の歌の作者の多くが志貴皇子と関わりをもつことを論証したうえで、「志貴皇子文学圏」が形成されていたと主張する。[21]

この二つの論はいずれも成立論的な立場から、巻一・二の巻末に志貴皇子が現れることを説明するものであった。しかし、同じく寧楽宮標題下にある河辺宮人（2二二八～二二九）が志貴皇子といかなる関係を有していたかは明らかでない。巻一についても、池田自身が「巻一後半部は三十首中十一首までが志貴皇子文学圏内の歌ということになる」と述べるとおり、志貴皇子に関わるものは半分以下しかない。志貴皇子が巻末に現れる理由を編纂の実態に求めてきた成立論的方法は、必ずしも十全とはいえまい。いまある『万葉集』以前に遡らずに巻末にある意義を考える構造論的な方法が追究されるべきであろう。

そもそも両論が問題とするのは、なぜ天智皇子である志貴皇子が巻末という重要な位置を占めているのかという点だと思われる。しかし、ここまで述べ来ったように志貴皇子が「天武・持統天皇の皇子」であるとなれば、その疑問は氷解しよう。吉野盟約に参加した草壁・大津などの皇子は次第に薨じていき、志貴皇子は「「盟約」最

後の生存者」[22]となっていた。そのことを考えれば、巻一・二がその死をうたうことでとじられることは、より意味深くなる。そして、志貴皇子の薨後の歴史を描く巻六になると、皇子女の歌はぷっつりと途絶えてしまう（第四節で後述）。一時的で一回的な皇子女の歌の世界が終焉を迎える境目に、志貴皇子は「天武・持統天皇の皇子」としておかれているのである。

『万葉集』が天武天皇以前の皇子の歌には「御」字を付さないことや、天智天皇の皇子までを含み込んで「御」字を付すことは、一般的な「歴史」へ解消されるものではない、『万葉集』としての歴史意識であるといえよう。その中にあってこの時期に〈皇子女の階層〉の歌が興隆することも、政治・文化や居住地の実態というよりも、むしろ起点としての天武天皇を強調するものとみなされよう。『万葉集』における明日香・藤原朝の皇子女は、「天武・持統天皇の皇子」として、天武の皇太子時代を起点とする〈皇子女の階層〉を引き継いでいるのである。

四　奈良朝における皇子女

奈良朝以降になると、天智・天武両天皇の皇子たちが世を去っていく一方で次代の皇子は増えず、かわって天皇二世以降の王たちが姿を現してくる。吉住恭子は、主に『続日本紀』に拠って世系を重視しつつ皇親の政治参画の形態を考察し、二世以降の王においては官僚化が進み、非官僚性という皇親の特徴が喪失されていくと指摘する。ただし、二世王については、蔭位制で三世王以下と区別されるなど血縁関係による尊貴性を若干は残しており、こうした皇親的要素を残す二世王が「皇親としての最後の在り方を示す存在といえる」[23]と述べる。

『万葉集』でも、聖武朝を描く巻六には皇子女の歌が一首もなく、かわって王が歌の担い手として台頭してくる。ただ、二世王と三世王とに特に区別を設けない点、やはり『続日本紀』とは異なる描かれ方になっている。

・膳王歌一首　（6九五四、長屋王の子）
・湯原王月歌二首　（6九八五、志貴皇子の子）
・市原王宴禱二父安貴王一歌一首　（6九八八、志貴皇子の孫）
・右一首、船王作　（6九九八左注、舎人親王の子）

巻六は養老七（七二三）年から始まる雑歌の巻であり、同じく雑歌の巻である巻一が和銅五（七一二）年で終わるのを承け継ぐ、「文字通り続篇の位置に立つ」[24]、「奈良朝宮廷歌巻」[25]となっている。さらに年次のうえで、霊亀元（七一五）年で終わる巻二をも承けることになり、「巻六が、巻一、二の世界を――部立てのうえで雑歌の部としての巻一を――、まっすぐに延伸する」[26]ともいえる。しかし、巻一・二に年代で隣接するこの巻六に、皇子女の姿はない。

つまり『万葉集』内部でも、皇子女の時代から王の時代へと移り変わっているのである。井村注12前掲論は、皇子女の歌の時代に続くこの時期に「王・風流文雅圏」という性質をみいだしている。この時代以降に〈皇子女の階層〉としてみえるのは

・天平宝字元年十一月十八日於二内裏一肆宴歌二首
　右一首、皇太子御歌　（20四四八六）

のみであり、後に淳仁天皇となるこの「皇太子」（大炊王）とて舎人親王の子である「王」であった。

しかし、この当時に皇子女がいなかったわけではない。たしかに聖武天皇には早世した子どもが多かったが、阿倍内親王（孝謙天皇）や井上内親王（光仁天皇皇后）や不破内親王は、歌が詠める年齢に達していたはずである。元明天皇が藤原朝標題下で「阿閉皇女御作歌」（1三五）とされるように、彼女たちが即位や立后の前に〈皇子女の階層〉で登場することもありえないことではなかったすると、巻六にみられるような「王・風流文雅圏」は、「諸皇子の多くは世を去り、風流文雅の主導権が王の身分の者たちに移った」（井村注12前掲論）という実態としてよりも、『万葉集』の描き方によるものとして受けとめられることになろう。

同時に、この時期に作者として現れる王に、しばしば系譜の注記が加えられている点も看過できない。

- 天皇思二酒人女王一御製歌一首　女王者穂積皇子之孫女也　（4六二四）
- 春日王歌一首　志貴皇子之子、母曰二多紀皇女一也　（4六六九）
- 笠縫女王歌一首　六人部王之女、母曰二田形皇女一也　（8一六一一）
- 榎井王後追和歌一首　志貴親王之子也　（6一〇一五）
- 境部王詠二数種物一歌一首　穂積親王之子也　（16三八三三）

注記される王は二世・三世王であり、天智・天武天皇の皇子と結びつけられる。皇子がいなくなった後の「王・風流文雅圏」においても、「天武・持統天皇の皇子」が意識され続けているといえよう。

ところで、ここに天武皇統の断絶を読みとろうとする説がある。巻一・二を延伸する巻六は題詞に年次を付しながら歴史を描いていくが、末尾では天平十六年以後の年次を記さなくなる。この年は安積皇子の薨じた年であることから、吉井巌は、聖武天皇唯一の皇子の薨去が「事実上の天武・持統系皇統の断絶を決定」し、聖武朝は「まだその余命をつづけながら、実際にはその幕をおろしたという歴史的認識」が反映されているとみる。[27] 確かにそこには、聖武朝の事実上の閉幕と、「寧楽宮」の終焉（神野志注26前掲論）という意識があったかもしれないが、「皇統の断絶」とまでいえるのだろうか。

巻一・二から巻六へと延伸された歴史は、さらに巻十七以降へと続く。主に天平十八年以降の歌を年次によって排列する巻十七～二十の「歌日記」は、「巻一～六を年次的にうけ」て「天平十七年以後へとつなぐ」ものといえる。[28] その中の巻二十には、前掲の「皇太子御歌」（20四四八六左注）があり、『万葉集』全体の末尾まで〈皇子女の階層〉は続いていくように描かれている。その作者は大炊王という王ではあるが、〈皇子女の階層〉の嚆矢である「皇太子」（1二一）と同じ呼称で記され、あえて「御歌」とされるところにも、大海人皇子から続く〈皇子女の階層〉との対応がみてとれる。大炊王は天武天皇と新田部皇女の間に生まれた舎人皇子の子だが、舎人が吉野盟約によって十数人の兄弟と共に「天武・持統天皇の皇子」とされたため、その子である大炊王もまたその系譜の中に位置づけられたとみなせる。そして、その即位後の淳仁朝の歌を最終歌一首に配し、あくまで皇統が続く形で歌集は締めくくられている。このように皇統は〈皇子女の階層〉によって受け継がれていくというのが、『万葉集』全体の語るところなのではないか。[29]

明日香・藤原朝で台頭した皇子女も、奈良時代以降は急速に姿を消していく。それは『万葉集』においても、巻一・二と巻六の比較からいえることであった。しかし巻六でも系譜注記において、なお「天武・持統天皇の皇子」たちは意識され続けていた。そして、彼らの子たちによって、〈皇子女の階層〉は巻二十という『万葉集』全体の最終盤へと受け継がれていくのである。

五　天武天皇を始祖とする思想

ここまで、〈皇子女の階層〉を天武天皇を起点におきつつみてきた。そうしたとらえ方が『万葉集』の歌や表現にも現れた例として、日並皇子挽歌（2一六七）の天武天皇降臨神話について触れておきたい。

天地の　初めの時の　ひさかたの　天の河原に　八百万　千万神の　神集ひ　集ひいまして　神分かち　分かちし時に　天照らす　日女の命（一云略）天をば　知らしめすと　葦原の　瑞穂の国を　天地の　寄り合ひの極み　知らしめす　神の命と　天雲の　八重かき別きて（一云略）神下し　いませまつりし　高照らす　日の御子は　飛ぶ鳥の　清御原の宮に　神ながら　太敷きまして（後略）　（2一六七）

この「神の命」「日の御子」については、天武天皇とニニギが二重写しになっているとみるのが通説になっている（『新全集』、『釋注』、稲岡耕二『和歌大系』、多田一臣『全解』など）。

これに対し、遠山一郎は、「「高照らす日の御子」ははじめから天武天皇を表わし、天武天皇は「神のみこと」と一体化することによって、特殊な形象を獲得する」と論じ[30]、これを「「明日香王朝」の始祖神話」と呼んだ[31]。神野志隆光も、『古事記』や『日本書紀』の神話と対応させずに「独自な天武天皇」として、新王朝の「天武始祖神話」をうたっているとみなした[32]。さらに、それは「天武天皇を始祖として仰ぐ」「巻一、二の「歴史」世界」の基軸となり、その「歴史」世界に巻六までの巻々が規制されていく、と『万葉集』全体の歴史認識へと展開させる[33]。

遠山・神野志の論は諸論文に賛同を得ながらも[34]、注釈書に受け入れられるには至っていない。また、村田右富実[35]や森朝男[36]も、天武天皇の神格化だという点は認めつつも、記紀と異なる神話テキストだという点には疑問を呈し、その歌に一回的に現れた表現としてとらえようとしている。

しかし本稿にみてきたように、〈皇子女の階層〉も、皇太子である大海人皇子を起点として、その皇統を受け継ぐ者たちに続くものであった。天武始祖神話という読み方は、それを『万葉集』内部の問題とする視点によって、より明確化されるのではないか。

たとえば、村田注35前掲論は「飛ぶ鳥の　浄みの宮」はあくまで現在の王権の中心として選ばれたにすぎず、天武天皇という個性に還元すべきでないとしているが、『万葉集』において「明日香」という地名は天武天皇と密接に関わるものであった。上野誠は、「万葉歌においての「古郷」「故郷」は飛鳥を指すという原則があること」と「故郷たる飛鳥は讃歌を持つ旧都であること」から、「天武皇統の始発の聖地としての飛鳥」という認識が奈良朝後半にまで受け継がれ

たとする。[37] 歌ことばの面でも、『万葉集』に天武を起点とする意識があったといえる。

このように、天武天皇を始祖とする意識は、『万葉集』内部に様々な形で現れる。〈皇子女の階層〉も、そうしたものの一環としてみることができよう。

六　まとめ

ここまで述べきたったことをまとめなおそう。敬語化の度合いにおいて、天皇でも一般官人でもない第三の階層に皇子女を位置づけるのは、『万葉集』に特異な現象であった。皇子女に「御」字を付すことは、天武天皇の皇太子時代を嚆矢とし、「天武・持統天皇の皇子」の代にほぼ一回的にみられるものであった。ただし、その後の王の時代にも、引き続き「天武・持統天皇の皇子」との繋がりが示され、全二十巻の末尾近くに至って「皇太子御歌」（20四四八六）が現れる。始まりと呼応するような「皇太子」によって次代の淳仁天皇への皇統の継受を示しつつ、歌集は終わるのである。このように、〈皇子女の階層〉は歌集を貫く原理として機能している。[38]

そして、そうしたあり方は、皇太子号の使用や皇親政治などの令や史書の描き出す皇子の姿と重なる部分を含みつつも、それとは異なる『万葉集』に独自なものを創り出していた。『万葉集』の詠歌標示部から、そうした歌集としての歴史意識を読み取ることができるのである。

注

（1）『万葉集』の引用は『新校注萬葉集』（和泉古典叢書、二〇〇八年十月）によるが、歌は読み下しの形にする。また、本稿では歌番号をもって主にその歌に付された題詞であることを示し、左注の場合は歌番号の後にその旨を記す。

（2）中西進「近江朝作家素描」（『中西進万葉論集』第一巻、講談社、一九九五年三月、初出一九六二年三月）、伊藤博『釋注』2九一題詞「御歌」注など。

（3）福田良輔「倭建の命は天皇か――古事記の用字法に即して――」（『古代語文ノート』南雲堂桜楓社、一九六四年二月、初出一九五五年十月）。

（4）拙稿「『古今集』詞書の作者名の書式の一原則」（『国語国文研究』第一四七号、二〇一五年十月）。また、ここまで述べた階層性の仕組みについては、拙稿「『万葉集』題詞左注にみる身分的階層性」（『国語国文』第八十六巻第七号、二〇一七年七月）で論じた。

（5）これらの巻が歴史を延伸していくという視点は、神野志隆光『万葉集をどう読むか――歌の「発見」と漢字世界』（東京大学出版会、二〇一三年九月）による。

（6）荒木敏夫「ヒツギノミコと皇太子」（『日本古代の皇太子』吉川弘文館、一九八五年十月）。

（7）梶川信行「天武と大友――蒲生野の歌の形成過程をめぐって

――」（『上代文学』第七十四号、一九九五年四月）。

（8）中大兄が左注で皇太子とされていることは先述の通りだが、その意義をめぐっては未だ論じ残されたところがあると思われる。

当該歌群は「後岡本宮御宇天皇代」（斉明天皇代）の標題下に収められており、皇極紀四年の立太子記事を引用する左注は、辻憲男「三山歌臆断」（『親和国文』第二十七号、一九九二年十二月）が述べるように「ほとんど意味のない注」ということになってしまう。そこで辻は「題に「中大兄」とあるのを皇太子時代の作と解して、上限を示したつもりなのだろう」とした。梶川信行「三山歌の形成――中大兄の三山歌」（『初期万葉をどう読むか』翰林書房、一九九五年十一月、初出一九九四年六月）も、それが「加注者の判断」に過ぎないという条件つきながら、これに従う。しかし、題詞や歌には皇太子であることは書かれておらず、立太子の年次を加注しても、それが題詞や歌の作歌年次を規制するとはいえない。

これは逆に、題詞に皇太子とないことと対応するのではないか。この注は、題詞で「中大兄」としかしていないが中大兄は斉明代には皇太子であった、ということを述べているととらえられる。すると、中大兄を題詞で皇太子としないことと、「御」字を付さないことがあいまって、「皇太子答御歌」（1二一）の特別さは、より強調されることになる。

（9）平川南「「王」「大王」から「天皇」、「倭」から「日本」」（『日本の原像』全集日本の歴史第二巻、小学館、二〇〇八年一月）。

（10）中西進「人麿をめぐる人々」（『中西進万葉論集』第四巻、一九九六年三月、初出一九六七年六月）。

（11）影山尚之「「皇子文学圏」の見渡し」（『万葉集の今を考える』新典社研究叢書二〇一、二〇〇九年七月）に研究史がまとめられている。

（12）井村哲夫「機構の投影」（『赤ら小船　万葉作歌作品論』和泉書院研究叢書三十、一九八六年十月、初出一九七九年一月）。

（13）渡瀬昌忠「文学の場としての「島の宮」　皇子文化圏」（『国文学　解釈と教材の研究』第二十七巻第五号、通巻三八八号、一九八二年四月）。

（14）虎尾達哉「律令国家と皇親」（『律令官人社会の研究』塙書房、二〇〇六年十一月、初出一九八八年三月）。坂上康俊「律令制の形成」（『岩波講座日本歴史』第三巻、二〇一四年九月）がこれに拠っており、現在の通説となっているといえる。

（15）倉本一宏「「律令国家と皇親」について」（『日本史研究』第三〇九号、一九八八年五月）。

（16）こうした視点については、市瀬雅之「「白雪応詔歌群」の歴史的背景――太上天皇を視座において――」（『美夫君志』第九十号、二〇一五年三月）に「歌集に読み取ることのできる内容と外部から得られる情報の位相を明らかにし、関係をはかりながら議論する」とある方法論を参考にしている。

（17）阪下圭八「皇子・皇女の相聞」（『初期万葉』平凡社選書五十七、一九七八年五月、初出一九七一年十月）。

（18）多田元「皇子文化圏の歌――歴史と語り――」（『東アジアの

古代文化』通巻一一八号、二〇〇四年二月）は、川嶋・志貴両皇子の存在について「天智朝からの流れも視野に入れなければなるまい」と述べているが、むしろ天智朝から切り離されて天武朝に属する形になっているとみなされよう。

(19) 品田悦一「神ながら栄えゆくべき世界――『万葉集』における神聖王権の表象とその消長――」（『国語と国文学』第九十三巻第十一号、通巻一一一六号、二〇一六年十一月）。

(20) 伊藤博「「寧楽宮」の歌」（『万葉集の構造と成立』下、古代和歌史研究二、一九七四年十一月）。

(21) 池田三枝子「志貴皇子文学圏考――その背後勢力と万葉集巻一後半部の編纂について――」（『芸文研究』第五十六号、一九九〇年一月）。

(22) 井上亘「元正女帝期政権論」（『学習院大学人文科学論集』一、一九九二年九月）。

(23) 吉住恭子「奈良朝に於ける皇親の存在形態」（『史窓』第五十二号、一九九五年三月）。

(24) 『大系』「各巻の解説　巻六」。

(25) 伊藤博「奈良朝宮廷歌巻――巻六の論――」（『万葉集の構造と成立』上、古代和歌史研究一、一九七四年九月三十日、初出一九七二年九月）。

(26) 神野志隆光「「歴史」の磁場――巻三、四、六をめぐって」（注5前掲書所収）。

(27) 吉井巌担当『全注』巻第六「万葉集巻六概説」。

(28) 神野志隆光「『万葉集』の中に編集された家持――「歌日記」の意味」（『大伴家持研究の最前線』高岡市萬葉歴史館叢書二十三、二〇一一年三月）。

(29) 品田注19前掲論も、「「天武皇統の断絶」なる事態は、『万葉集』の与り知らないことがらだとしなくてはならない」と述べている。なお神野志隆光は注28前掲論で、巻一～六の「歴史」は「歌日記」へとつながり、「『万葉集』の歌の世界は、天平十六年で閉じたのではなかった」と述べているが、歌の世界だけでなく、皇統もうけつがれているとみなすべきである。

(30) 遠山一郎「草壁皇子挽歌における天武天皇の形象」（『天皇神話の形成と万葉集』塙書房、一九九八年一月、初出一九八六年五月）。

(31) 遠山一郎「天武二皇子の挽歌」（注30前掲書所収、初出一九九二年一月）。

(32) 神野志隆光「天皇神格化表現をめぐって」（『柿本人麻呂研究』塙書房、一九九二年四月、初出一九九〇年四月）。

(33) 神野志隆光「「歴史」としての『万葉集』」（注5前掲書所収）。引用箇所の初出は同「神話テキストとしての歌――日並皇子挽歌をめぐって――」（『国文学　解釈と鑑賞』第六十二巻第八号、一九九七年八月）に求められる。

(34) 上野修「日並皇子挽歌に表れた天武天皇神話の意義について」（『日本文学研究』第四五号、二〇〇六年二月）や井実充史「複合作品としての日並皇子尊哀悼歌」（『国文学研究』第一六七号、二〇一二年六月）など。

(35) 村田右富実「日並皇子挽歌」（『柿本人麻呂と和歌史』和泉書

院研究叢書三〇七、二〇〇四年一月、初出一九九二年三月）。

（36）森朝男「日並皇子の殯宮の時の挽歌　柿本人麻呂作歌注釈5」（『玉藻』第四二号、二〇〇七年三月）。

（37）上野誠「故郷・飛鳥思慕の文芸」（『古代日本の文芸空間――万葉挽歌と葬送儀礼――』雄山閣出版、一九九七年十一月、初出一九九七年二月）。

（38）トークィル・ダシー「『万葉集』の統一性をめぐって」（『国語と国文学』第九十三巻第十一号、二〇一六年十一月）は、『万葉集』の「複数の原理を統一する「力」は「〈天皇を中心とする世界〉の理念的な秩序に対する、幾世代にもわたる人々の深い関与だった」とするが、〈皇子女の階層〉はその具体相の一つといえよう。

（ひろせ　きみひこ・北海道大学大学院博士後期課程）